
新ごみ処分場長期包括的管理運営事業
落札者決定基準

平成 26 年 5 月

岩 見 沢 市

落札者決定基準 目次

第1章	落札者決定基準の位置づけ	1
第2章	落札者決定基準	2
第3章	資格審査	3
第4章	基礎審査	4
第5章	事業提案書のヒアリング	5
第6章	定量化審査	6
第7章	落札者の決定及び公表等	10

第1章 落札者決定基準の位置づけ

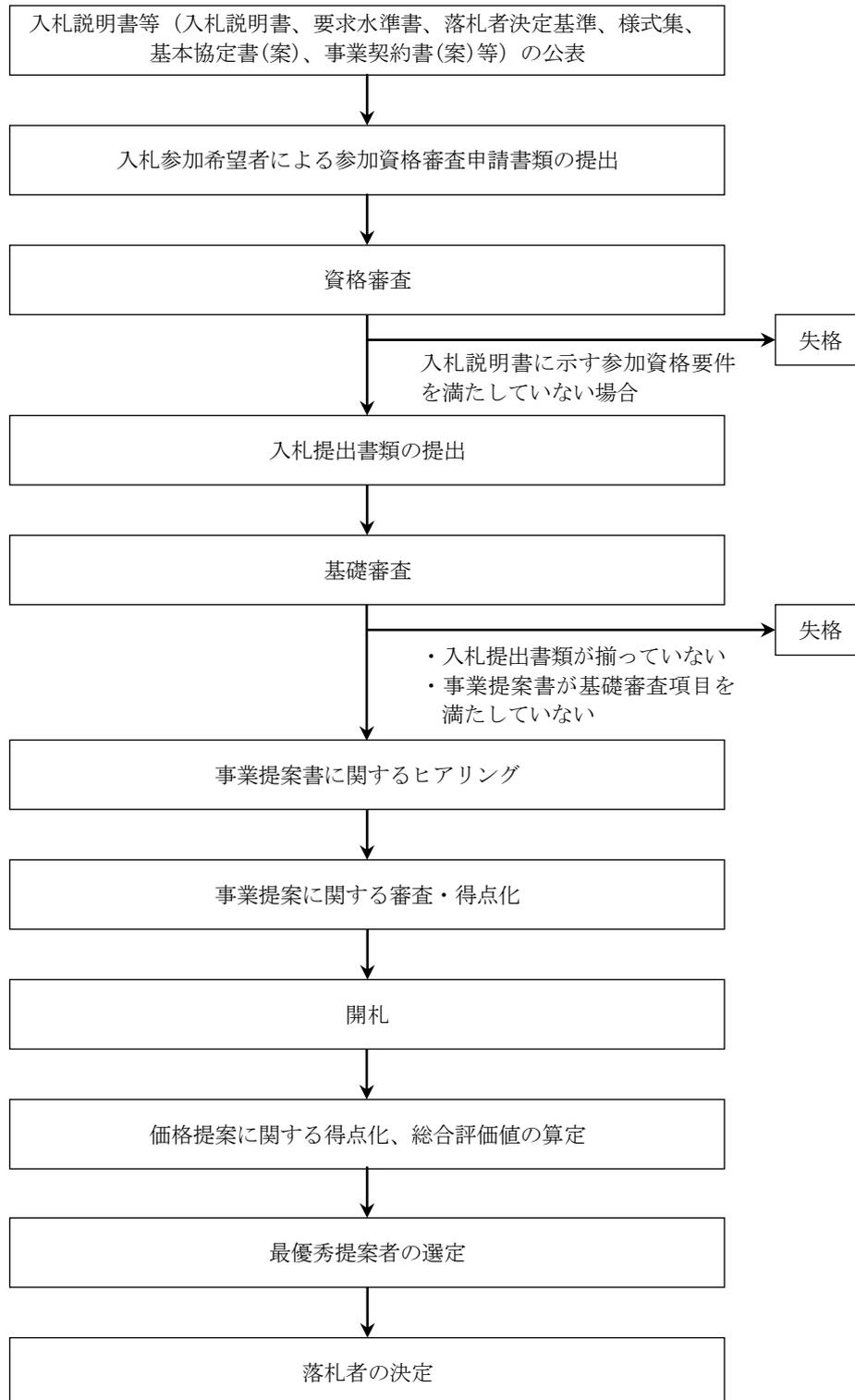
岩見沢市は、新ごみ処分場長期包括的管理運営事業（以下、「本事業」という。）に係る入札公告に基づく一般競争入札等を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札により行う。

新ごみ処分場長期包括的管理運営事業落札者決定基準（以下、「落札者決定基準」という。）は、岩見沢市が本事業を実施する落札者の募集・選定にあたり、入札参加希望者に配付する入札説明書と一体のものであり、本事業において総合評価一般競争入札により落札者を選定するにあたり、入札参加者から提出される入札提出書類を客観的に評価するための審査項目及び方法等を示すもので、入札参加者の提案に指針を与えるものである。

なお、落札者決定基準で用いる用語は、落札者決定基準に別段の定義がなされている場合または文脈上別異に解すべき場合を除き、入札説明書に定義された意味を有するものとする。

第2章 落札者決定基準

本事業における総合評価一般競争入札は、次の手順で実施する。



第3章 資格審査

岩見沢市は、入札参加希望者から提出された参加資格審査申請書類について、入札説明書に記載した入札参加者の備えるべき参加資格要件（以下、「参加資格要件」という。）を満たしているかの確認をし、確認の結果を代表企業に対し通知する。なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

第4章 基礎審査

1. 審査項目

入札提出書類に記載された内容が、次の基礎審査項目を満たしていることを確認する。

(1) 入札提出書類の確認

提出された入札提出書類がすべて揃っていること。

(2) 事業提案書の基礎審査

- 1) 事業提案書の内容が要求水準書に示す要求水準を満たしていること。
- 2) 入札説明書及び様式集に示す事業提案書の作成に関する条件等に違反のないこと。
- 3) 事業提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案または提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

2. 審査の流れ

入札提出書類について、基礎審査項目の内容を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、事業提案書に記載された内容についてヒアリングを実施し、その後定量化審査を行う。

第5章 事業提案書のヒアリング

新ごみ処分場長期包括的管理運営事業総合評価審査委員会（以下、「審査委員会」という。）は、基礎審査を通過した入札参加者に対し、事業提案内容の確認等を目的として事業提案書に関するヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングは、入札参加者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施する予定である。

ヒアリングの開催要領の詳細は、別途通知する。

第6章 定量化審査

入札提出書類に記載された内容について、次の審査方法に従い定量化する。

1. 定量化審査の流れ

審査委員会は、入札提出書類の内容について、定量化審査により総合的に審査を行う。

事業提案書の提案内容については、「4. 事業提案に関する得点化方法」に従って得点化を行う。
また、入札価格については、「5. 価格提案に関する得点化方法」に従い得点化を行う。

審査委員会は、事業提案に関する事項の審査項目の得点と入札価格における得点の合計（総合評価値）が最も高い提案を行った入札参加者を最優秀提案者として選定する。

2. 定量化審査の審査項目と配点

定量化審査による得点が総合評価の値となるため、その配点及び得点化基準については、事業期間にわたって各施設を安全・安心かつ環境及び経費の効率化に配慮した運転維持管理を行うことの必要性及び重要性を勘案し、本事業に対する入札参加者が有するべき技術力及び創意工夫を期待する度合いにより設定した。従って、審査項目は、岩見沢市が入札参加者の提案に期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。

審査項目及び配点については、次のとおりである。

審査項目			配点
大項目	中項目	小項目	
事業提案に関する事項	運転維持管理業務に関する事項	運転維持管理体制	6
		運転管理業務	18
		維持管理業務	18
		環境管理業務	4
		情報管理業務	3
		その他関連業務	3
	事業計画に関する事項	経営計画・事業収支計画	6
		リスク管理計画	6
		地域振興計画	6
価格提案に関する事項	入札価格に関する事項	入札価格	30
合計			100

3. 定量化審査において審査する点

審査委員会では、事業提案に関して以下の審査基準に基づき審査を行う。

項目		配点	審査基準
[運転維持管理業務に関する事項] (52点)			
運転維持管理体制 (6点)	全体組織計画	3	<ul style="list-style-type: none"> 全体及び施設別の組織体制として必要かつ十分な人員が配置されているか。 有資格者が確保され、適切に配置されているか。
	防災管理体制	3	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる事態が想定され、それらの事象が発現した際にも適切な対応が行える内容となっているか。
運転管理業務 (18点)	搬入管理	3	<ul style="list-style-type: none"> 搬入されるごみの受付、案内・指示等が適切に行える内容となっているか。 処理不適物等の確認及び除去・管理等が適切に行える内容となっているか。
	焼却施設	5	<ul style="list-style-type: none"> 施設の内容を十分理解し、施設の長寿命化に配慮し、適切な運転計画のもとに適切な運転管理がなされる内容となっているか。 ごみ量、ごみ質の変動への対応策が十分検討され、適切な対策が準備されているか。 公害防止基準の遵守、ダイオキシン類の排出抑制に配慮した適切な運転管理が行える内容となっているか。
	リサイクル施設	5	<ul style="list-style-type: none"> 施設の内容を十分理解し、施設の長寿命化に配慮し、適切な運転計画のもとに適切な運転管理がなされる内容となっているか。 ごみ量、ごみ質の変動への対応策が十分検討され、適切な対策が準備されているか。 資源回収の向上、埋立量の削減に配慮した適切な運転管理が行える内容となっているか。
	最終処分場	5	<ul style="list-style-type: none"> 施設の内容を十分理解し、適切な運転計画のもとに適切な運転管理がなされる内容となっているか。 作業環境、周辺環境に配慮した適正かつ効率的な埋立作業が行える内容となっているか。
維持管理業務 (18点)	施設機能の確保・維持	3	<ul style="list-style-type: none"> 本施設の基本性能を事業期間にわたって維持するための考え方が適切であるか。
	調達計画	4	<ul style="list-style-type: none"> 用役等の調達方針及び調達計画が、通常時はもとより、緊急時にも適正に施設が稼働できるよう適切な内容となっているか。
	点検・検査計画	4	<ul style="list-style-type: none"> 点検・検査計画の内容が必要かつ十分なものとなっているか。 施設の長寿命化が期待できる内容となっているか。
	延命化計画	7	<ul style="list-style-type: none"> 施設の延命化のための維持管理・補修・更新及び延命化工事等の計画が必要かつ十分なものとなっているか。
環境管理業務		4	<ul style="list-style-type: none"> 運転維持管理の効率性を確保しつつ、周辺環境への影響を最小限に抑える環境保全基準となっているか。 作業員の安全確保に十分配慮した作業環境管理基準となっているか。 これらを実現するための適切な計画となっているか。
情報管理業務		3	<ul style="list-style-type: none"> 各種報告書作成の考え方、施設情報の管理方法が適切であるか。
その他関連業務		3	<ul style="list-style-type: none"> その他関連業務の各業務について、適切かつ実効性の高い内容となっているか。

項目	配点	審査基準
[事業計画に関する事項] (18点)		
経営計画・事業収支計画	6	<ul style="list-style-type: none"> 経営計画及び事業収支計画の立案の考え方が的確であるか。 事業期間にわたって安定した事業の継続、効率性の実現が可能な計画となっているか。
リスク管理計画	6	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の実施におけるリスク管理方針について、実効性の高い、的確な内容となっているか。 リスク顕在化確率の極小化、リスク顕在化時の影響の極小化を考慮した的確なリスク管理体制となっているか。 本事業の内容を十分理解し、想定されるリスクへの対処が適切に実施できる内容となっているか。 リスク管理における保険の活用の方針と本事業において付保する保険が、的確な内容となっているか。
地域振興計画	6	<ul style="list-style-type: none"> 地元雇用、地域経済及び地域住民への配慮が十分なされているか。

4. 事業提案に関する得点化方法

(1) 各審査項目について、次に示す5段階評価により得点を付与する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該評価項目において、特に優れている	配点×1.0
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	当該評価項目において、優れている	配点×0.5
D	CとEの中間程度	配点×0.25
E	当該評価項目において、要求水準書程度である	配点×0.0

(2) 各審査項目の評価点は、各委員が個別に行った評価の平均値とする。なお、平均値を求める際は、少数第3位を四捨五入した値とする。

(3) (2)の結果をもとに各入札参加者の合計得点を算出する。

5. 価格提案に関する得点化方法

入札価格（入札書の金額）について、次の算定式により得点を付与する。なお、得点は少数第3位を四捨五入した値とする。

価格提案に関する得点化にあたっては、定量化限度額を設ける。入札価格が定量化限度額を下回る場合、入札価格に代えて定量化限度額により価格提案の得点化を行う。なお、定量化限度額は公表しない。

$$\left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{価格提案に関する得点} \end{array} \right) = 30 \text{点} \times \frac{\text{最低入札価格}}{\text{当該入札参加者の入札価格}}$$

※入札価格が定量化限度額を下回る場合、当該入札参加者の価格提案に関する得点は30点となる。また、この場合のその他の入札参加者（定量化限度額を下回らない価格で入札した者）の価格提案に関する得点化算定式は、最低入札価格を定量化限度額に置き換える。

6. 総合評価値の算定方法

「4. 事業提案に関する得点化方法」、「5. 価格提案に関する得点化方法」により算出した各入札参加者の得点から、次に示す算定式により各入札参加者の総合評価値を算出する。

$$\left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{総合評価値} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{事業提案に関する得点} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{当該入札参加者の} \\ \text{価格提案に関する得点} \end{array} \right)$$

第7章 落札者の決定及び公表等

1. 落札者の決定

岩見沢市は、審査委員会における最優秀提案者の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

なお、審査委員会が2以上の最優秀提案者を選定した場合は、当該最優秀提案者によるくじ引きにより落札者を決定する。

2. 落札者の公表等

落札者は岩見沢市ホームページにおいて公表するとともに、入札参加者には個別に通知する。なお、審査講評については、落札者との基本協定締結後、岩見沢市ホームページにおいて公表する。